令和5年度脱炭素経営支援事業業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 業務目的

本業務では、脱炭素経営に取り組もうとする県内企業等に対して、アドバイザーを派遣するなどし、脱炭素経営の理解促進、温室効果ガス排出量の現状確認やSBTに整合した温室効果ガス削減目標の設定支援などを行い、県内企業等における脱炭素経営の取組を促進することを目的とする。

2 業務内容

- (1) 委託業務名 令和5年度脱炭素経営支援事業業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和6年3月22日(金)まで
- (3) 業務内容 別紙「令和5年度脱炭素経営支援事業業務委託仕様書」のとおり
- 3 契約上限額 4,687,633円(消費税及び地方消費税を含む)

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条 第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者 又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、「令和5年度脱炭素経営支援事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」が、次に示す選定基準に基づき審査の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します。

本企画提案コンペへの参加を希望する者は、下記に基づき必要な書類を提出してください。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認の申請

(ア) 提出書類

ア 企画提案コンペ参加資格確認書(第1号様式)及び添付書類 1部 ※必要な場合は、委任状(第2号様式)1部を提出してください。

イ 申請書に記載された資料

(イ) 提出期限

令和5年8月24日(木)17時まで(必着)

(ウ) 結果通知

令和5年9月5日(火)までに電子メールで通知する予定。

- (2) 企画提案書等の提出
 - (ア) 提出書類及び提出部数
 - ア 企画提案書(原則A4判、任意様式、概ね20ページ以内)8部(正本1部、副本7部) 企画提案書は、別紙「令和5年度脱炭素経営支援事業業務委託仕様書」に基づき提案 を行うとともに、次の①から⑤までに関する企画・提案が含まれるように作成してく ださい。
 - ①事業実施にあたっての基本的な考え方
 - ・仕様書を踏まえ、業務の実施にあたっての基本的な考え方を記載してください。
 - ②提案者の概要及び実績、業務実施体制
 - ・提案者の組織概要を記載してください(パンフレット等の添付でも可)。
 - ・地球温暖化対策に関する事業についての実績の有無及びその主な内容(委託元、期間及び受託業務の概要等)を記載してください。
 - ・本業務を実施するにあたっての具体的な実施体制を記載してください。
 - ③キックオフ会議、取組成果共有会の企画構成の内容
 - キックオフ会議、取組成果共有会について、それぞれに応じた企画構成等をご提案 ください。
 - ④アドバイザーの派遣による個別支援の内容
 - アドバイザーの派遣による個別支援の概要、基本方針等をご記載ください。また、 派遣回数ごとの支援内容を例示としてご提案ください。
 - ⑤業務実施スケジュール
 - イ 見積書(原則A4判、任意様式)8部(正本1部、副本7部)
 - ウ その他資料(任意様式) 8部(正本1部、副本7部) その他提案に関する有効な資料(提出は任意)
 - 工 共同事業体協定書兼委任状 (第3号様式) 8部 (正本1部、副本1部)
 - ※共同事業体等、複数社から成る組織による申請の場合に提出が必要です。また、上記様式とともに事業体の組織規定や会則、契約書等の写しを添付してください。
 - (イ) 提出期限

令和5年9月6日(水)17時まで(必着)

※提出期限までに上記(2)(ア)に示す提出書類すべてを提出いただけなかった場合は、 企画提案コンペの評価の対象となりませんので、留意してください。

(3)提出方法

持参又は郵便又は信書便により提出してください。なお、郵便又は信書便により提出する場合は、提出期限までに電話にて担当所属に受理の確認をすること。また、持参により 提出する場合は、事前に電話にて担当所属に持参する日時の連絡を行うこと。

(4)提出先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課

- (5) 企画提案コンペの審査項目
 - ①有効性
 - 業務の目的を達成するために効果的な提案内容となっているか。
 - ②意欲・創意工夫

- ・仕様書の要件を満たすとともに、独自のアイデアが盛り込まれ、構想力のある提案内容 となっているか。
- ・アドバイザー派遣について、具体的かつ効果的な提案内容となっているか。

③業務遂行能力

・業務の実施に資する専門性や実績を有しているか。

4計画性

・キックオフ会議、取組成果共有会、アドバイザーの派遣の企画が確実に実行できる体制 が整備され、業務配分やスケジュール管理が適切に計画されているか。

⑤価格性

・低廉な提案価格となっているか。

(6) プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの実施日時、場所等については、令和5年9月5日(火)までに電子メール又は電話により連絡します。

日時 令和5年9月12日(火)(予定)

場所 津市内

プレゼンテーションは、(2)で事前にご提出いただく企画提案書等のみを使用し、説明をお願いします。また、提案者によるプレゼンテーションの実施については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、県が指定するオンラインシステムを活用し実施する場合があるので留意してください。

(7) 最優秀提案の選定結果

最優秀提案を選定した後、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

6 最優秀提案者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた受託候補者は、速やかに以下の書類を提出することとします。

- (1)消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税 務署が過去6月以内に発行したもの)の写し。
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し。
- (3)過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績 の有無を示す「契約実績証明書」(第4号様式)

7 質疑及び回答

(1) 質問の受付期間

令和5年8月21日(月)17時まで(必着)

(2)受付方法

質問は文書(任意様式)により、担当課あて電子メール又はFAXで提出のうえ、電話にて着信の確認を必ず行ってください。また、題名の最初に「【質問】令和5年度脱炭素経営支援事業業務委託」と明記してください。

なお、質問文書には事業者名のほか、回答を受ける担当窓口の課名、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続きに限るものとし、他の事業者からの 提案書の提出状況等に関する内容等は受け付けることができません。

(4) 質問への回答

令和5年8月23日(水)17時までに原則三重県ホームページに回答を掲載します。 なお、質問がなかった場合は掲載しません。

8 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- (4) 契約は、三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課において行います。
- 9 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

- 10 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期 契約条項の定めるところによります。
- 11 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限ります。
- 12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」

第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置 要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたとき は、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、 発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

14 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとします。

15 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。また、提出のあった企画提案資料は返却しません。
- (3) 企画提案書等は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (4) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (5) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。

16 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課地球温暖化対策班 (担当:井上)

TEL: 059-224-2368 FAX: 059-229-1016 E-mail: earth@pref.mie.lg.jp